

滋賀県トップ

トップ > 審議会情報 > 滋賀県環境審議会 > < 前のページへ戻る
審議会情報

第6回滋賀県環境審議会水環境部会会議概要

掲載日：2005年7月22日 環境管理課 水質担当

日時：

平成17年3月22日（火曜日）

午前10時～12時まで

場所：

滋賀県庁別館2階 職員会館大ホール

出席委員：

津野部会長、畑野委員、川地委員、中村委員、中野委員、松山委員、木村委員、中井委員、川崎委員、

近畿農政局（山川委員）、近畿経済産業局（福永委員）、近畿地方整備局（藤本委員） 12名

（全17委員、欠席5委員）

議題：

平成17年度公共用水域・地下水水質測定計画

平成16年度地下水質測定結果（報告）

琵琶湖流域の水環境監視のあり方検討会の報告

その他

内容：

平成17年度公共用水域・地下水水質測定計画

別添資料2について事務局から説明。

平成16年度地下水質測定結果について

別添資料3について事務局から説明。

琵琶湖流域の水環境監視のあり方検討会の報告

別添資料4について事務局から説明。

質疑応答、意見等

[平成 17 年度公共用水域測定計画について]

津野部会長： 次年度の変更か所は、要監視項目への追加ですか。

事務局： 要監視項目の塩化ビニールモノマー、エピクロロヒドリン、1,4 - ジオキサン、全マンガンおよびウランの 5 項目の追加となります。

川地委員： 実施機関として、県、大津市および国土交通省の 3 機関であるが、データの共有状況についてお聞きします。

事務局： 互いに情報交換を行っており共有するとともにデータの評価も行っています。

中井委員： 測定結果の経年的な評価や利用、ホームページ掲載について、改善をお願いする。情報は、ここを見れば分かるというものがあれば良いので、現状では情報が各機関それぞれにある状態でたどり着きにくい。

事務局： 経年変化のグラフとともに環境白書やホームページに掲載しています。なお、今回の当部会において、16 年度の水質測定結果とともに過去のデータを踏まえた傾向について説明します。

津野部会長： 非常に重要なご指摘で、議事の「その他」においてもご報告していただきます。また、県がとったデータだけでなく、仮に N P O 法人の方や県民の方が参加してとられたデータも、場合によっては一括して何かで表示できないかといったことも検討を始めています。

中野委員： 年に何回データを取っていますか。また、そのデータが悪いときなどには、もう少し細かく測定されますか。

事務局： 測定回数は継続的にこの頻度で実施しています。また、琵琶湖で何か異常な状況、例えば、底層の酸素が急激に低下するといった場合には、追加の詳細調査を行っています。

[平成 16 年度地下水質測定結果について]

中井委員： 地下水汚染について、滋賀県で何が今一番問題ですか。

事務局： 資料 3 の 8 ページに示しますように、昭和 60 年ごろまで主に使われていた有機塩素系化合物による人為的な汚染があり、これについてはその使用が徐々に少なくなっていることからモニタリングを続けていく中で、徐々に濃度が下がってきているということを確認しています。

次に、琵琶湖東岸の、北は湖北町から南は草津市あたりまで、長く带状で砒素が検出されており、これだけ広いエリアで検出されているということから、自然的要因いわゆる地質由来の砒素がこの一帯に存在していると考えております。

前者の有機塩素系化合物については、この地下水調査が平成元年度より法律に基づいて調査していますが、長期間にわたって濃度が比較的高い形で推移しているという地域も存在していることから、この管理が重要と考えます。

中井委員： こういったデータが検出時の原因追求をしていますか。

事務局： 有機塩素系化合物などの場合、必ず汚染源があるので、汚染が判明時に周辺調査を実施します。同時に事業所への立入調査や過去の使用履歴調査を行い、場内で汚染が見つかった場合、工場に対する汚染対策の措置などについて指導を行っています。

川地委員： 検出井戸周辺調査において、比較的、超過数や検出数が少ないですが、井戸の構造の違いといった理由がありますか。

事務局： 調査井戸は、個人の所有井戸を調査をしているため、井戸の存在状況や井戸深度が異なります。そのため、県では関係機関を集めた土壌・地下水汚染連絡会議を開催し、周辺井戸調査での井戸選定についても協議等を行っています。

[平成 17 年度地下水質測定計画について]

津野部会長： 重要な変更点として、平成元年からの 3 年ローテーション調査で現在までに 5 周しましたが、おおよそ滋賀県内の汚染の状況が把握できたということから、今後は 5 年ローテーションという形で、平成 17 年度から開始したいという提案です。

松山委員： 変更理由と、3 年を 1 段階で 4 年にせずに、一気に 5 年に 2 年間延ばした具体的な理由はどうでしょうか。

事務局： 一つは、3 年周期調査の 5 周実施により、県内における大きな汚染エリアがある程度わかっており、それらの調査エリアに関しては、定期モニタリング調査を実施していることなどから、環境監視につきまして、様々な議論した中での 5 年という数字での見直しを提案しております。

川崎委員： 公害の時代から環境の時代が変わって、3年から5年に変えるという発想より、やはり環境の時代が変わったからこそ、10年後、20年後のデータベースのために、3年のまま継続が一番いいと思います。様々事情がある中で、県として精度の高いもの、あるいは難度の高いところだけは3年のまま継続する方法はないでしょうか。市町村レベルでやれることと県は市町村レベルではできないところを3年のレベルで継続できないかということであり、信頼度を確保する意味でも、継続が必要ではないかと思います。

津野部会長： 変更理由の一つとして、詳細な調査が加わっていることがあげられますが、3年から5年に移行する時に、今まで3年ごと調査の5回繰り返したにより地下水の概況が十分に把握できていたのがポイントである。一方、地下水汚染が発覚してからいろんな対策が講じられていること、様々な法律改正や整備等があり、P R T R法と土壤汚染防止法が新たに加わっている。それから水質汚濁防止法の地下水への放流についても、禁止条項から規制条項に変わったというようなことも含めて、この15年の間にかなり法整備が行われています。そういった点からも特定施設からの新たな地下水汚染を引き起こすような可能性は非常に少なくなったのではないかと考えられます。また、経費面からも合理的に、かつ問題が生じないように実施してはどうかということで、いろいろ知恵を絞った対応が必要な時期に来ていると考えられます。

事務局： 地下水調査の市町への事務委任については、基本的には法の枠組みの中では、政令市である大津市には実施いただきますが、今のところは人口20万以上ぐらいの政令市という形での整理であります。

また、この測定計画に基づく調査は平成元年から実施しますが、それ以前から地下水の調査については、特に有機塩素系の問題があったときから調査をしております。16年度の概況調査や周辺井戸調査の結果においても、過去に汚染がわかっているところがまた見つかったというような結果、それから、周辺井戸につきましては、事業所の自主調査の結果わかってきたということで、土壤汚染対策法の施行に伴って汚染が見つかる契機というのモかなり増えています。そのため、従来定期的に16年ほどやってきた概況調査について、ある程度汚染が判明していることと対応も行ってきたことで、やはり限られた予算の中で3年から5年に変更させていただくという提案です。

川地委員： 3年を5年にするというのは、大体のことは判ってきているからも基本的にはそれでいいのではないかと思います。結局、汚染源の多くは事業所での漏えいであろうから、そこできちんと発生源におけるP R T R制度を十分に生かしたデータで押さえられているということのほうが大事だと思います。

さらに、発生源の話については、P R T Rの制度を活用すれば、どれぐらい量が行方不

明になっているかといったことが的確にわかりますから、この制度をフルに活用していただくことをお願いします。

中井委員： 有機溶媒などの有害物質についてP R T R法に基づき報告が義務づけられています。それらデータと関連づけられているのでしょうか。

事務局： P R T Rデータは、ある程度データが整ってきておりますので、届け出られたP R T Rデータを把握しつつ、事業所の指導を行っています。将来的に水質汚濁防止法や大気汚染防止法の法的な届け出に基づくものと、このP R T Rを合体したようなデータベースを作成し、立入調査時の効率的な指導を進める予定です。

もう1点は、有機塩素系化合物による今の汚染につきましては、ほとんどの事業所が昭和59年以前に使われたものによる汚染が継続しているということであり、地下水汚染の回復は遅いというのが実態です。その点からもP R T Rで現在使っているところが、未然防止の観点で汚染されないような指導というのを強化していきます。

津野部会長： 非常に重要なご指摘で、今後、いかに地下水汚染を起こさせないかということが最も重要なので、そういった点で万全を期すということの制度をぜひ、県独自の制度をお考えいただくということもお願いします。では、もう一巡だけ3年でやるのかということですが、いかがでしょうか。

それでは、今後防止に力を入れるということで、3年を5年ということで、次年度から5年ということに変更することといたします。

[琵琶湖流域の水環境監視のあり方検討会の報告について]

中村委員： 公害の時代から環境の時代が変わり、大きな事業所は、I S O 14001などで自主的な取組が始まっています。しかし、小規模な事故などは続いています。特に、事故対応について、中小の事業所にどのように参画いただくのか、といったことを考慮して進めて欲しい。

中野委員： 自動測定局の休止は、状況も理解できますが、情報が一人歩きしています。みんなが十分理解できるようお願いします。

事務局： 当初、新聞報道では公表前の報道となったが、この場も含め、県議会の常任委員会においても報告しており、今後も県の姿勢を示していきます。

中井委員： 地球温暖化防止が環境の大きな課題と思います。水環境においても温暖化の要素に取り込めないですか。

事務局： 地球温暖化については、別途検討を進めています「持続可能な社会づくり」の検討の中で取り上げています。水環境では、マスパランスに対する検討、人為の負荷の検討など、別の観点で検討していますが、「持続可能な社会づくり」の一翼を担うものと考えています。

川崎委員： 資料 4 - 3 の「3. 基本的考え方」について、見直しはいいが、情報の共有化が重要であり、データ自体が財産となるので、琵琶湖・環境科学研究センターがこれまでの衛生環境センターと研究調査とのリンクをうまく果たすことを期待します。滋賀県では人口増加していますが、水が良いとの声が多いことから、財政状況は厳しいが、県民と近畿の人の命を預かっていると考え、自信を持って予算の確保に努めて欲しい。これから 3 年は新センターのベースを作る意味で重要なので、日本でも新センターが光るものとなるよう、スタッフの方々には頑張ってもらいたい。

津野部会長： 今回のあり方報告では枠組みを示したが、今後、これに基づき、具体的な提案がされていく予定です。

- 以上 -

[ページのトップへ](#)

お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部 環境管理課 水質担当

電話：077-528-3456 FAX：077-528-4844 E-mail：de00@pref.shiga.lg.jp

[< 前のページへ戻る](#)

「第 6 回滋賀県環境審議会水環境部会会議概要」のページへは
[トップ](#) > [審議会情報](#) > [滋賀県環境審議会](#) > [からどうぞ](#)

Copyright(C) Shiga Prefecture. All rights reserved.